

平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針

平成 22 年 2 月

策定の趣旨

三重県の雇用経済情勢は、平成 20 年秋以降、米国発の世界的経済危機により、深刻な影響を受けている。このため、県では、平成 20 年 12 月に「三重県緊急経済対策会議」を設置して県庁内の体制づくりを行うとともに、平成 21 年 5 月、「平成 21 年度三重県雇用・経済対策推進方針」を策定し、これまで、6 次にわたる緊急雇用・経済対策を「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に講じてきたところである。

具体的には、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」や「ふるさと雇用再生特別基金」を活用した雇用機会の創出、求職者総合支援センターによる相談の実施、セーフティネット資金の拡充等による中小企業等の経営安定化への支援、新たな設備投資への支援等の将来のチャンスづくりに向けた取組、県発注事業による需要の拡大、緊急的な生活支援、住宅支援、就学支援等に取り組んできた。

県内の雇用情勢については、有効求人倍率は平成 21 年 6・7 月の 0.39 を底に改善傾向にあるものの今なお低い水準にとどまっており、県内の求職者数が求人数より約 2 万人多くなっている。一方で、介護、医療分野では求人数が求職者数を上回る状況である。また、高等学校等の新規卒業者の就職内定率についても、平成 20 年度の状況より悪化することが見込まれているなど、厳しい情勢が続いている。

県内の経済情勢については、生産は一部に持ち直しの動きがみられるものの、個人消費が低い水準にとどまっているなど、厳しい状況が続いており、県内企業の景況感も回復には相当の期間を要するとの見方が多い状況となっている。

こうした情勢を踏まえ、「緊急雇用・経済対策」を平成 22 年度の最重要課題の一つとして位置付け、次のとおり、今後の対策を進めていくこととする。

基本方針

1 3 つの柱による取組

雇用の維持・創出には地域経済の活性化が必要であり、持続的な地域経済の発展には雇用の安定や人材の確保が不可欠であるなど、雇用と経済は表裏一体の関係にあるといえる。また、雇用の維持や就労の促進には、生活の安定や働きやすい環境が確保されることが必要である。

このため、相互に密接に関係する「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に、引き続き総合的に対策を講じていくこととする。

2 関係機関と連携した取組

対策の推進にあたっては、県議会、県内関係団体等の意見・要望を踏まえ、市町と密接に連携して取り組むとともに、「三重県雇用・経済危機対策会議（仮称）」を構成する産業団体、金融機関、労働団体、国機関等をはじめとする関係団体等とも連携しながら取り組む。

3 国の対策、第二次戦略計画と連動した取組

国の緊急経済対策、新成長戦略等や県民しあわせプラン「第二次戦略計画」の雇用・経済・生活関係施策と連動しながら、迅速かつ的確に対策を推進する。

取組内容

1 「雇用対策」

雇用情勢については、有効求人倍率は今なお低い水準にとどまっており、外国人、障がい者も含め、今後も厳しい状況が続くことが予想される。また、高等学校等の新規卒業者の就職状況が例年より悪化することが見込まれる。

このため、地域の特性や求職者の状況を踏まえ、三重労働局の雇用対策とも連動して、緊急的・継続的な雇用機会の創出に取り組むとともに職業訓練などの就労支援を実施し、雇用の安定につなげていく。

緊急的な雇用機会の創出

雇用情勢の変化や求職者の状況等も考慮しつつ、「緊急雇用創出事業臨時特別基金」を活用し、県と市町における緊急的な雇用機会の創出に、より一層取り組む。

重点分野における雇用機会の創出

国の打ち出している「重点分野雇用創造事業」を活用して、介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用等の成長が期待される重点分野において雇用の創出と地域のニーズに応じた人材の育成に取り組む。

継続的な雇用機会の創出

「ふるさと雇用再生特別基金」を活用して地域における継続的な雇用機会の創出に取り組むとともに、雇用創出につながる事業者の取組への支援等を行う。

雇用につながる就労支援

求職者の各種資格取得への支援や職業訓練の充実、求職者総合支援センターにおける総合的な就労支援等に取り組む。また、高等学校、大学等の未就職卒業者の早期就労への支援を推進する。

2 「経済対策」

現在の厳しい経済情勢と中小企業等の経営状況をはじめとする県内経済の動向に留意し、緊急的に対応する視点と、ピンチをチャンスとする中長期的な視点の両面から対策を推進する。

具体的には、資金供給の円滑化など中小企業等への緊急的な支援や県内需要の拡大に取り組むとともに、地域の特性を活かした産業振興や将来の成長が期待される分野の産業育成を進める。

また、国の緊急経済対策と連動した事業に取り組むとともに、県単公共事業を増額し、地域企業に配慮した公共事業の発注や物品等の調達に努めるなど、地域経済の活性化に向けた取組を進める。

中小企業等の経営安定化への支援

中小企業、農水産業の担い手など厳しい経営状況にある事業者に対し、セーフティネット資金の拡充等による資金供給の円滑化、経営指導など、経営安定化に向けた支援を進める。

地域経済活性化への支援

中小企業等の技術開発や販路拡大の支援、地域資源を活用した農商工連携などによる商品開発、観光客の誘客促進など、地域経済の活性化と需要拡大に向けた取組を行い、地域雇用の創出にもつなげる。

将来に向けたチャンスづくり

中長期的な視点から、将来の成長が期待される環境・エネルギー関連分野等に関する技術開発や人材育成、研究施設への支援など、将来の地域経済を支える新たな産業を創出する取組を支援する。

国の対策と連動した事業の推進

国が緊急経済対策として実施する交付金等を活用し、橋梁・道路の維持修繕、公共施設、社会福祉関係施設等の耐震化等きめ細かなインフラ整備等に取り組む。

3 「生活対策」

厳しい雇用経済情勢が続くなかで、雇用保険の受給期間が終了する人が増加するなど、外国人を含め、生活資金、就学、住宅などで切迫した状況にある人が今後も相当数にのぼることが見込まれる。

このため、国の対策とも連動しつつ、生活資金、就学、住宅の生活支援を行うとともに、子育て支援や福祉の充実など、雇用や地域経済を支える働きやすい環境づくりを進める。

生活への支援

生活困窮者への生活資金の貸付、私立高等学校等の授業料の減免、外国人学校・児童生徒への支援、住居に関する支援、子育て支援など、生活の安定に向けた取組を進める。

働きやすい環境づくり

働く意欲は持ちながらも、さまざまな生活課題を抱える方々に対し、子育て環境の整備、各種相談の実施等により、働きやすい環境づくりに取り組む。また、求職者総合支援センターにおいては、就労対策と合わせ、生活相談、生活情報の提供等に取り組む。